2009年 5月10日 第993号 1

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合 facsimile 029-305-3317 www.mito.ne.jp/~iba-kou/

茨城高教組定期大会開催

5月30日(土曜) 10:00-16:00 県民文化センター分館(水戸市)

筑波大更新講習予約で混乱、不人気で中止講座も

ネットも電話もつながらず

筑波大学の更新講習受付は予想通 りの混乱状況を呈している。

し、講習申し込みが始まった。手順 にしたがって入力をすすめていたと が停止した。

しております。一時システムへのロ グインはできない状態とさせていた だきます。ご迷惑お掛けして申し訳 ございません。システムの再開につ いては、本サイトでお知らせしま す。」と表示されただけで、再開の 日時等は表示されずに時間が過ぎ た。筑波大学の電話は「話し中」と なってつながらず、状況はいっさい 不明のまま午後になった。

午後1時40分過ぎになって、突 然、「復旧の見込みがつきましたの で、本日(10日)午後5時より受 付を再開させていただきます。」と いう告知が、ウェブサイト上に現れる。

午後5時に受付が始まると、夏期 休業期間中の、つくばキャンパスで の必修講座(必修A、12時間)の ひとつ「講座 10030」(定員 150 人) は午後6時までに満席となり、残る 「講座 10040」(定員 150人) も、 当日夜のうちに満席となった。

ウェブ上で申し込んだ後、「事前 アンケート」への回答をすませ、「受キャンパスでの夏期休業中の「必修

ことになっていたが、回線が混雑し て「アンケート」入力ができない状 態となった。午後6時15分になっ て、「申請後の手続き(事前アンケ 4月10日午前9時、予告通り講 ート等)は後日手続きをしてくださ 習予約受付システム(Kuas)が稼働 いますようお願いいたします」とい う表示が出た。

ころ、9時15分頃、突然システム は、終日コンピュータ操作に専念し なければならない状態であった。コ 「現在、システムに不具合が発生 ンピュータ操作に専念できなかった 多くの人にとっては、希望する講座 大 Kuas に掲示された。申し込みの の予約は不可能であった。

夏休みのつくば以外は低調

「必修A」のうち、つくばキャン パスの300人分は数時間で満杯に なったが、東京キャンパス(8月)や、 6月や10月のつくばでの講習の申 し込みは極めて低調である。受付開 始から3週間を経過した5月1日現 在で、東京が40%、つくばの6月 が69%にとどまっている。つくば

「選択B」(6時間)の43講座の うち、定員(一部を除き50人)の 80%以上の申し込みがあったのは わずか5講座で、ほとんどの講座の 申し込みは50%を大きく割り込ん でいる。とりわけ東京の付属学校でた。 の講座(おおむね定員 20 人から 50 人)の申込者数は軒並み一桁である。

一応定員を充足したのは、つくば

講申込書 | のダウンロードへと進む A | の2講座300人分だけで、そ れ以外の「必修A」と「選択B、C、 D」は惨敗というべきだろう。

不人気講座は中止

先着順で申し込みをすませた人も 安心はできない。5月1日になっ 希望する講座を予約するために て、「受講申込状況により、講習毎 に順次開講決定いたします。決定し たら、『開講されました』旨のメー ルが送信されます」との告知が筑波 低調さに驚愕した筑波大学は、突然、 講習の「間引き」を宣言したのであ

事前には、申し込みが少なければ 開講しないとの説明はなされていな い。昨年度の「予備講習」は、東京 の付属学校での1日(「選択D」)を 除いて、すべてつくばキャンパスだ ったうえ募集人数も少なく、なによ り講習費が無料だったこともあり希 望者が殺到した。そのことで、見通 しを誤ったのかもしれないが、そも の 10 月は 22%と極度の不人気であ そも申し込む立場の教員の都合など いっさい度外視して、学期中の土曜 日曜に定員の半分を割り振ったり、 東京都内での講習を1日以上は組み 込まなければ全部を履修できないと いう、不親切きわまりない計画で押 し切ろうとしたことに無理があっ

> 「選択」の18時間を3分割して おいて、申し込み数を理由に個々に 講座の実施不実施を決定するとなる と、3つのうちひとつでも不実施と



2009年憲法フェスティバル 5月3日 水戸市千波公園

5月3日、快晴の水戸市・千波公園において、茨城高教組をはじめ県内の労働組合や護憲団体、「9条の会」 などで作る〈憲法フェスティバル実行委員会〉が主催した〈2009憲法フェスティバル〉が、1000人を 超える参加で開催された。 笹山尚人弁護士の「人が壊れていく職場」と題した講演、 高校生の「憲法 (25条)が機能していない 貧困は自己責任なのか」との訴え、 コントグループ「ザ・ニュースペーパー」 の元リーダー松崎菊也さんによる「自公政治」を痛烈に批判するトーク、 戦争体験談、 法律相談など、 趣向を凝らした催し物の数々。 憲法を今こそ生かして、国民が将来に希望を持てる社会を作っていか なければならない、とのアピールを採択して閉会した。

された場合、虫食い状態となり、結 果的には18時間分の「選択」全部 の習得ができないことになる。他大 学との組み合わせは不可能であり、 全部キャンセルしか方法がない。講 習料の支払いを済ませている場合、 かなりの金銭的・時間的損害をこう むることになる。キャンセルが続出 すれば開講を決定した他の講座にも

影響が及び、筑波大学としても困る だろう。

受付時の混乱に引き続き、人数不 足を理由とする中止決定が、一層の 混乱を引き起こすことは必至であ

茨城大学も同じく Kuas

5月11日には、いよいよ本命の 茨城大学の講習申し込みが始まる。 県央・県北の教員が、東京の付属学 校での講習(講習D)を日帰りで受 講するのは事実上不可能であり、筑 波大学は最初から候補に入っていな かった。全部を水戸で受講できる茨 城大学の講習に、本県教員の多くが 殺到するに違いない。

茨城大学の申込システムは、筑波 大学と同じ Kuas システムである。 NEC パーソナルシステム南九州株式 会社のサーバの能力不足が原因なの か、それとも他に原因があるのかは わからない。Kuas は、4月2日の 東京学芸大学の募集時にも不具合を おこしている。筑波大学以上のアク セス集中が必至の茨城大学の場合、 同様のシステム障害の発生が危惧さ れる。

「自信と誇り」を傷つける制度

Kuas では、予約受付が始まると、 「メニュー」に、「予約受付状況」が 現れ、クリックすると各講座の予約 済み人数とキャンセル待ちの人数が 一覧表示されるようになる。しかし、 全く同内容の講座(例:10005と 10006) で、一方にだけ申込みが偏 っていることからも、この「メニュ ー」に多くの人が気づいていないこ とがわかる。(「予約受付状況」を参 照すれば、応募者不足による中止が

必至の講座を見分けることも可能で

Kuas の不安定性とユーザーに対 する不親切は際立っている。Kuas は、予約募集システムとしてはすで に不合格品であるが、しかし本質的 な問題は、コンピュータ・システム の出来不出来にあるのではない。

商業目的ならいざ知らず、かりに も「教員が自信と誇りを持って教壇 に立ち、社会の尊厳と信頼を得るこ とを目指す」ことを標榜する教員免 許更新制度において、先着順受付、 キャンセル待ち、定員に満たなけれ ば中止、代金先払い、キャンセル料 徴収、などの手法はそもそも許され るものではない。

諸大学がこうした手法を当然のこ とと考えているとすれば、社会的責 任を忘却した傲慢さはかなりのもの というほかない。先着順申し込みを 止めて妥当な募集方法を採用するこ とや、キャンセル料徴収などの不合 理を改めること、学期中の土曜日曜 を減らして夏休み中の開講を中心に

すること……、などを求めたところ で、聞き届けられる可能性は低いだ ろう。

県教育委員会は責任を果たすべき

そもそも受講料・旅費のすべてを 教員個人の負担とし、労働災害補償 すら拒むなど、すべてを私的なもの として処理する免許更新講習制度の ありかた自体に、その反一公共的性 格の根本原因がある。諸大学の殿様 商法は早晩破綻するだろう。それに 付け込んで、あからさまな商業目的 の企業・団体が、質の悪い更新講習 サービスの提供を始めるだろう。べ ネッセの参入もあり得ないことでは

事態を是正するためにも県教育委 員会が、県内教員を対象とする更新 講習をみずから実施し、受講を公務 として取り扱うこと、とりわけ既成 の「十年次研修」などの研修を免許 更新講習として文科省に申請して承 認を受けることが、必要である。第

施行から5年目、優秀教員表彰制度の形骸化

優秀教員表彰制度の行き詰まり

施行5年目を迎えた「優秀教員表 彰」制度が、はやくも行き詰まり状 況に陥っている。

茨城県教育委員会は、2005(平 成17) 年度から、「優秀教員表彰」 制度を導入し、「ティーチャー・オ ブ・ティーチャー」として毎年度数 名を表彰してきた。最初の2年間は、 はとっていない。特定の「個人」に 小学校、中学校、高校、特別支援学 校各1名の計4名、次の2年間は、 小学校を1名増やして計5名が選ば れ表彰された。

育活動において、創意にあふれ特色 ある指導を実践し、顕著な教育効果 をあげている者、または献身的な努 力を傾注し、顕著な教育効果をあげ ている者で、かつ人格・見識ともに 優れ他の教員の模範となる個人」と

される (www.edu.pref.ibaraki.jp/boa rd/houdou/h20h/081001/index.htm)_o

「人格・見識ともに優れ他の教員 の模範となる」ような人はいるかも しれない。しかし、この制度におい ては特定の「個人」に由来する「教 育効果 | が表彰の根拠となっている ことに注意しなければならない。学 校の教員という職業は、各「個人」 が相互に独立して従事する勤務形態 由来する「教育効果」を、他の諸 「個人」の「教育効果」から切り離 すことは不可能であり、したがって 「個人」的な「教育効果」を評価す 優秀教員とは、「学校における教 ることは原理的に不可能である。

> 2007 (平成 19) 年度の表彰者の 1人は、教育庁で指導主事を勤めた 後に学校勤務に戻って間もない教員 であった。教育庁職員の仲間内での お手盛り表彰としか思えず、見苦し いものであった。実施3年目にして 選考それ自体に苦慮している様子が 見てとれた。

部活動で自衛隊体験入隊

茨城県教育委員会は、2008(平 成20) 年度の「優秀教員」を一挙 に23人に増員した。(23人中5名 が従来同様の「ティーチャー・オ ブ・ティーチャー |)

表彰されたうちの1人が、担当す る運動部の生徒に自衛隊の体験入隊 をおこなわせたことが問題となって いる。

当事者が市民団体に対しておこ なった説明によると、体験入隊は、 県内の自衛隊基地において昨年11 月、1泊2日の日程で実施され、自 衛隊員3名の指導のもと、施設見学 のほか行進やランニングなどをお

こなったという。学校内の合宿所 では部員の母親たちが世話をするな ど、「過保護」のもとに置かれるの で、体験入隊による集団行動で体力 やリーダーシップを養成するのが目 的だったという。

当該体験入隊は、事前に県教育委 員会に対し、「宿泊をともなう学校 外の教育活動」としての届け出はお こなわれていない。

連盟組織と県教委には異なる説明

ところが一方で、当事者は、当該 部活動が加盟する県段階の連盟組織 に対しては、たんに自衛隊の施設を 借りて「合宿」を実施しただけであ り、「体験入隊」ではなく、自衛隊 員による直接の指導はなかったとの 矛盾した説明をおこなっている。当 事者と校長は、県教育委員会に対し ても同様の説明をした模様である。

自衛隊の憲法上の問題も無視でき ないし、あえて学校教育の一環とし て「自衛隊体験入隊」をおこなう必 要性があるのか、いささか危惧せざ るをえない。なにより、市民団体に 対する説明と、県の連盟組織や県教 育委員会に対する説明とが食い違っ ている。市民団体と、連盟組織と県 教育委員会のいずれかに対して、虚 偽の説明をおこなったもので、「優 秀教員」としての「人格・識見」が 問われる結果になっている。

従来の「優秀教員表彰」には、特 段の「利益」は付随しなかった。と ころが、「教員免許更新制」導入で、 「優秀教員」には更新講習免除の特 典が与えられることになった。「優 秀教員表彰」制度の運用にあたって は、より一層の慎重さが求められて いるのである。第

「新しい教員評価制度」

「新しい教員評価」は事実上の試行

茨城県教育委員会は、さる3月 18日、「新しい教員評価」につい て、各県立学校長に通知した(高教 第 1884 号)。同文書によると、「茨 城県県立学校及び市町村立学校の教 員評価の実施に関する要綱 | を定 め、2009 (平成21) 年度から施行 するが、昭和33年教育委員会規則 第6号に基づく現行の「勤務評定」 制度は廃止せず、並行して実施する こととしたほか、「新しい教員評価

|の結果の処遇への反映は当面おこ なわないこととした。

現行「勤務評定」制度の評価結果 は、毎年4月の昇給号数の決定に連 動しており、その意味で「処遇への 反映」がおこなわれている。この 「勤務評定」制度の廃止が見送られ たうえ、「勤務評定」制度に替わる べきものとして立案された「新しい 教員評価」の結果については、当面 処遇への反映をおこなわないという ものである。

したがって、「新しい教員評価」 は、今年度も事実上、「試行」にと どまっていることになる。

実施以前にすでに形骸化

「新しい教員評価」は、当初そ の理論的基盤とされた「目標管理 Management by Objectives」 手法 (D. マグレガー、P. ドラッカー)や「コ ンピテンス Competence | 理論 (D. マ クレランド)とはまったく無関係 で、いかなる経営学理論にも基づい ておらず、内容的には初めから形骸 化している。このため、2006(平 成18) 年度以来3年間もずるずる

と「試行」を重ねたあげく、現行の 「勤務評定」制度との交替も実現し ていない。

評価結果にもとづいて昇給幅に大 きな差を設けるというのが、「新し い教員評価」導入の主要な動機で あったと思われるが、現状では目的 にかなった運用は不可能である。

なぜなら、公務員給与圧縮方針の もとで給与表の号給上限が低くおさ えられているため、成績上位者を大 幅に昇給させるとあっという間に上 限額に到達し、それ以上の昇給の余 地がなくなり、以後は評価結果の反 映が不可能になる。

賃金圧縮方針と賃金格差拡大は矛 盾しており、「教員評価」制度は、 実施以前にすでに破綻している。第